

令和 7 年 8 月 1 日

入札参加業者 各位

白川町長 佐 伯 正 貴
(公 印 省 略)

工事スケジュールに係る注意点について

記

白川町立施設一体型小中学校の工事にあたっては、まずは第 1 期工事分の校舎棟が完成し次第、中学校及び小学校のそれぞれについて、学期または年度の区切りに合わせて供用開始し、その後、現白川中学校校舎を解体し、そして第 2 期工事分の校舎棟の工事に着手することになる。そのスケジュールの詳細は、以下のとおりであるので、工程管理上、特にご注意いただきたい。

- 1 第 1 期工事分の校舎棟は令和 8 年 12 月 18 日(金)までに完成させること。それにより白川中学校の新校舎での授業を、令和 9 年 1 月 7 日(木)の 3 学期から開始させる(注 1)。ただし、この時点では、第 2 期工事で整備される音楽室や家庭科室などの特別教室は整備されていない。
- 2 現白川中学校校舎の解体工事は、令和 9 年 1 月中旬から同年 5 月末までに実施すること。ただし、定期テスト期間などは、騒音が極力発生しないように工程を組むこと。
- 3 令和 9 年 4 月 1 日(木)に白川小学校と蘇原小学校が統合し、同月 7 日から統合後の小学校(白川小学校)が、新校舎で授業を開始する。
- 4 第 2 期工事分の校舎棟は、現白川中学校校舎の解体工事が終了し次第、令和 9 年 6 月ごろから建設工事に着手し、令和 10 年 2 月 28 日(月)までに完了させること。これにより、全ての整備予定の校舎が完成することになる。また、外構工事など全ての工事についても、この日までに完了させること。

注 1 …第 1 期工事分の校舎棟の建設工事が、やむを得ない理由によって遅延する場合、令和 9 年 2 月 26 日(金)までに完了させること。ただし第 1 工期分の工事が遅延した場合においても、続いて行われる工事期間を圧縮し、第 2 期工事分の校舎建設工事及び外構工事など全ての工事を、令和 10 年 2 月 28 日(月)までに必ず完了させること。